

三次市通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～



平成26年11月
三次市通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を再構築し、「三次市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムは、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることを目的とします。

2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「三次市通学路交通安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

【推進体制】

- ・三次市教育委員会学校教育課
- ・三次警察署交通課
- ・国土交通省三次河川国道事務所道路管理課
- ・広島県北部建設事務所維持課
- ・三次市建設部土木課
- ・三次市危機管理監危機管理課
- ・学校代表
- ・P T A 代表

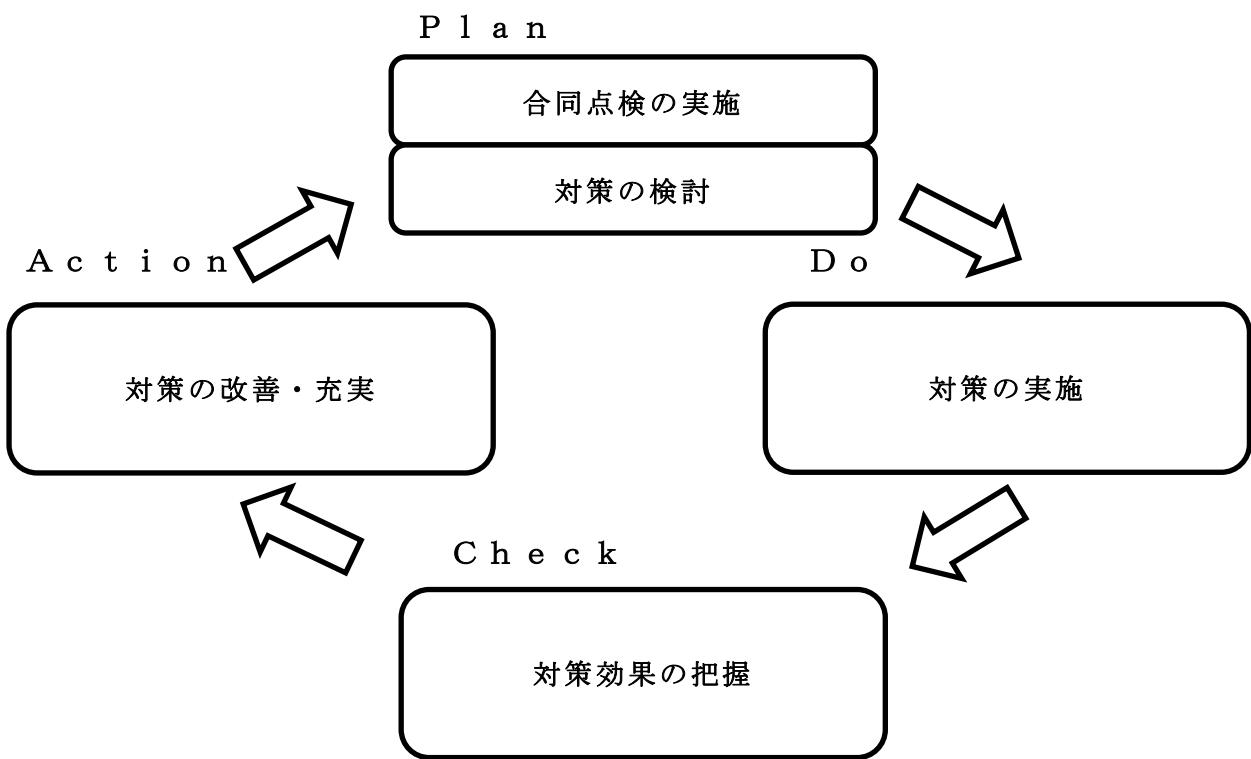
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のための P D C A サイクル]



P l a n

(2) 合同点検の実施

- ・学校から報告された通学路の危険箇所から、現地での確認が必要な重要な箇所を各対策実施機関が選定します。
- ・選定した箇所について、学校単位で6月～8月に合同点検を実施します。
- ・合同点検の体制は、学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等とします。

(3) 対策の検討

- ・新たに要望があった箇所や合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

D o

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

C h e c k

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、アンケートなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。

A c t i o n

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「箇所一覧表」を作成し公表します。

〔年間スケジュール〕

時 期	内 容	実施機関
1～2月	通学路に係る危険箇所要望	P T A→学校教育課
3～4月	通学路に係る危険箇所の集約	学校教育課
5月	通学路に係る危険箇所の共有	対策実施機関
6～8月	危険箇所の合同点検	通学路交通安全推進会議 (関係者のみ)
7～9月	危険箇所の対応内容・時期検討、 箇所一覧表の作成	対策実施機関
10～11月	予算要求	対策実施機関
12月	箇所一覧表の共有 次期要望方針	通学路交通安全推進会議
3月	箇所一覧表の公表	学校教育課
隨時	対策の実施	対策実施機関

(その他)

- ・平成26年11月策定
- ・平成31年3月8日一部改正
- ・令和3年12月28日一部改正
- ・令和7年9月30日一部改正